

## 「子ども・子育て支援新制度」について (概要)

### ○関係法令

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律 (児童福祉法の一部改正等)

### ○新制度の主なポイント

- ① 認定こども園制度の改善  
認定こども園法の一部改正により、「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認可・指導監督を一本化
- ② 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 (施設型給付) 及び小規模保育等への給付 (地域型保育給付) の創設
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実 (地域子ども・子育て支援事業)
- ④ 市町村が実施主体  
市町村は地域のニーズに基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」を国の基本指針を踏まえて策定し、子ども・子育て支援給付 (施設型給付、地域型保育給付、児童手当) 及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。
- ⑤ 社会全体による費用負担 (消費税率の引上げによる恒久財源確保を前提)
- ⑥ 「子ども・子育て会議」の設置 (国・地方版、当事者・関係者が政策プロセス等に参画)
- ⑦ 政府の推進体制整備 (内閣府に子ども・子育て本部を設置)

### ○給付及び事業の概要

#### 1 子ども・子育て支援給付

##### (1) 施設型給付

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
  - 3 歳以上児：標準的な教育時間及び保護者の就労時間に応じた保育に対応した給付
  - 3 歳未満児：保護者の就労時間に応じた保育に対応した給付
- ・ 市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定する。(認定証の交付)
- ・ 市町村の関与のもと、保護者が自ら施設を選択・契約し、保育料等は施設が利用者から徴収する。

※保育所は、市町村と保護者が契約し、保育料は市が徴収する。私立保育園に対しては委託費を支払う。

- ・ 認可主体 都道府県知事

- ① 認定こども園 0 歳～5 歳 (すべての 3 歳以上児と保育を必要とする 3 歳未満児)

##### ア 幼保連携型

※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限定

※ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。

- イ 幼稚園型
  - ウ 保育所型
  - エ 地方裁量型
- } 現行制度と同じ

② 幼稚園 3歳～5歳（3歳以上児のうち保育を必要としない児童）

※ 施設型給付を受けない幼稚園には、私学助成補助や就園奨励費補助等の制度を継続する。

③ 保育所 0歳～5歳（保育を必要とするすべての児童）

※ 市町村が保育の実施義務を担う。私立保育園には委託費を払い、保育料は市が徴収する。

※ 国、自治体、学校法人、社会福祉法人以外の者も、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて認可する。（認可に当たっては市町村と協議を行い、市町村は認可施設・事業に対して給付の対象とすることを確認し、指導監督を実施する。）

(2) 地域型保育給付

- ① 小規模保育 利用定員6～19人
- ② 家庭的保育 利用定員1～5人
- ③ 居宅訪問型保育 利用者の自宅に保育士が訪問して児童を保育
- ④ 事業所内保育 従業員のほか一定程度地域で保育を必要とする子どもを保育
  - ・ 市町村が認可（法人でない場合も対象とし、運営基準を条例で定める。）
  - ・ 市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定する。（認定証の交付）
  - ・ 施設、事業者と利用者の直接契約

(3) 児童手当

2 地域子ども・子育て支援事業（事業は法律で規定）

- ① 地域子育て支援拠点事業
- ② 一時預かり事業
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ④ 延長保育事業
- ⑤ 病児・病後児保育事業
- ⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業
- ⑨ 子育て短期支援事業
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## ○利用者負担

現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本に、財源のあり方と併せて、制度施行までに検討する。

## ○「子ども・子育て会議」

【国】子ども・子育て会議を H25. 4 月に設置し、市町村及び都道府県が策定する計画の作成に関する事項を含む「基本指針」を定め、新制度の制度設計を実施中

【県・市】

子ども・子育て支援事業支援計画策定に当たり、子ども・子育て会議を置くよう努める。

## ○市町村の主な役割

- ① 地域での子ども・子育てに係るニーズの把握
- ② 新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及び実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ③ 事業計画に基づいた給付及び事業の実施
- ④ 地域型保育事業者の認可
- ⑤ 認可を受けた施設・事業に対する給付対象の確認及び指導監督の実施
- ⑥ 保育の必要性の認定（施設型給付及び地域型保育給付に係るすべての児童が対象）
- ⑦ 保育実施義務
  - ・ 保育所の保育については、現行制度と同様に市町村が保育の実施義務を担う。（保護者と市町村が契約し、保育料の徴収は市町村が行う。）
  - ・ 保育所以外の保育（認定こども園や小規模保育等）についても、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。
  - ・ 当分の間、保育所以外の保育（認定こども園や小規模保育等）を含めたすべての保育について利用調整を行う。
  - ・ 障害や虐待等に係る児童で市町村の支援を受けてもなお利用が著しく困難な場合は、保育の措置を行う。

## ○新制度の施行

政令で定める日

具体的期日については、消費税率の引上げの時期を踏まえて検討（国が示すスケジュールでは平成 27 年 4 月から本格実施を予定）

子ども・子育て支援新制度移行に係る今後のスケジュール等（予定）

年度	事務及び検討事項	備考
25	「上田市版子ども・子育て会議」の設置及び運営開始	市の条例により設置（予定）
	「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るニーズ調査の実施	国が様式を8月頃示す予定
	子ども・子育て支援事業計画の策定着手	国が基本指針を8月頃示す予定
	新制度管理電算システムの構築着手	国で仕様を秋ごろ示す予定
	新制度の一般的内容に関する広報 ① 広報紙などによる住民への周知 ② 事業関係者への説明会等開催	国では、リーフレット（25年2月）、広報・啓発用資料の作成、配布等
26	子ども・子育て支援事業計画の策定	策定に当たり県との協議必要
	関係条例の制定 ○特定教育・保育施設の運営基準条例 ○地域型保育事業の設備運営基準条例 ○放課後児童健全育成事業の設備運営基準条例	
	新制度管理電算システムの構築	
	利用者負担の設定	国で骨格をH26前半に示す予定
	認可施設等の給付対象確認事務	
	保育の必要性の認定事務	
	保育園入所手続、市による利用調整、あっせん等	
	利用手続き等、詳細の周知、広報	国においては、施行準備の進捗状況に応じて自治体向け説明会の開催
職員研修等		
27	4月新制度スタート（予定）	

子ども・子育て関連法本格施行までの現時点での想定イメージ（平成27年度施行を想定） → 国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～
主な動き(想定)	*法律公布(8/22)		*4月 消費税8%に引き上げ(注1) *保育緊急確保事業実施	*本格施行(注2)      *10月消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討 (ニーズ調査・広域調整を含む)		
認可基準(幼保連携型認定こども園) 確認基準		会議等での検討(政省令案は順次公表)	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の認定基準		会議等での検討(政省令案は順次公表)		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示	
			利用者負担の設定	
市町村事業		会議等での検討 (政省令案は順次公表)	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園の教育課程 その他の教育及び保育の内容に関する事項 (幼保連携型認定こども園保育要領(仮称))		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討(政省令案は順次公表)	保育緊急確保事業の実施 (保育計画の改定(特定市町村))	
制度管理システムの導入		制度管理システムの調査・検討	システム導入	
地方版子ども・子育て会議		自治体設置 順次設置 事業計画等を調査審議		
幼保連携型認定こども園の職員の資格 (保育教諭)		資格の併有促進策の推進		
実施体制		子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)		子ども・子育て本部(内閣府)
		自治体において準備組織を設置		自治体において一元の実施体制を整備
その他		保育の需給状況の把握		入所手続
		附則検討規定・付帯決議等に基づく各種検討の実施(例:次世代法の延長、保育士等の処遇改善・人材確保方策等)		

(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。  
 (注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。  
 (注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。